

答 申

諮問第156号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年5月21日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、条例第27条第1項の「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」との理由により、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年6月2日付け総第05220003号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年6月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、非開示決定を取り消し、異議申立人の知りたい情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 条例第27条第1項を利用した新たな手法による非開示であるが、審査会に提出した公文書がすべて非開示となれば、都合の悪い情報はすべて審査会に提出すれば非開示で済むことになり、情報公開制度が成立しなくなる。
- (2) 審査会は、県側の都合のいいことのみを調査するという解釈でいいのか。立入検査概要及び電気工事業立入検査についての記録文書については、異議申立人は開示を受けている。審査会が、臨時雇い、日雇いであり、事業を営む個人ではなかったと判断した理由は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の立入検査時の当該業者からの口頭による説明のみを何ら証拠もなく事実認定したということか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の趣旨は、諮問第126号における答申で審査会がインカメラ審理により確認を行った公文書、つまり「平成25年度立入検査概要」及び「平成26年2月17日付け起案電気工事業立入検査について（伺い）」の開示を求めていると判断した。

本件公文書は審査会の求めに応じて諮問実施機関から提出された公文書であり、条例第27条第1項「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」との理由により非開示決定を行った。

なお、諮問第126号は、本件開示請求で特定を行った「平成25年度立入検査概要」及び「平成26年2月17日付け起案電気工事業立入検査について（伺い）」の公文書について、消防保安課が平成26年4月30日付け消第81号により部分開示決定を行い、その部分開示決定に対する異議申立てである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、諮問第126号における答申の第5の3(2)において、「和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の個人の業者から労務費を受け取った個人が、個人事業主であるか、個人であるかの点について、実施機関は、当時は臨時雇い、日雇いであり、事業を営む個人ではなかった旨主張するため、そのことを確認するために、本件公文書に基づき確認したところ、個人事業主とは認められなかった。」と記載のあることに関して、審査会が、個人事業主とは認められないと判断した理由が分かる情報の記載された公文書である。

本件開示請求の対象公文書は、審査会が諮問第126号の審議においてインカメラ審理により確認を行った「平成25年度立入検査概要」及び「平成26年2月17日付け起案電気工事業立入検査について(伺い)」である。

条例第27条第1項において「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」と規定されている。開示決定等に係る係争の文書に記載されている

情報には、その性質上特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。審査会に提示されたその係争文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、何人もその提示された公文書の開示を求めることができない。

本件公文書は、諮問第126号の審議において、審査会の求めに応じて諮問実施機関から提出された公文書であると認められ、よって、実施機関の条例第27条第1項により「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年6月26日	○諮問（実施機関）
平成27年7月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年7月23日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年8月8日	○審議
平成29年8月21日	○審議
平成29年9月4日	○実施機関からの説明及び意見の聴取

平成29年9月25日	○審議
平成30年1月11日	○審議
平成30年1月31日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年5月21日	平成27年答申諮問第126号4頁(2) 条例第7条第2号該当性の判断について 和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から労務費を受け取った個人が、個人事業主であるか、個人であるかの点について、実施機関は、当時、臨時雇い、日雇いであり、事業を営む個人ではなかったと判断した理由が分かる情報。